

第6回　さいたま市水道事業審議会

次　　　　　第

日時：令和8年8月28日（金）午後2時～

会場：さいたま市水道庁舎　第1会議室

1　開　会

2　議　事

さいたま市における水道料金体系の在り方について

（1）　総括原価の試算と料金体系の方向性について

3　閉　会

〈資　料　一　覧〉

- ・ 次第
- ・ 席次
- ・ 資料1　総括原価の試算と料金体系の方向性について

第6回　さいたま市水道事業審議会　席次

日時：令和8年8月28日（金）午後2時～

場所：さいたま市水道庁舎　第1会議室

モニター

学識経験者	石井 晴夫 会長	磐田 朋子 副会長	水道の使用者
安藤 茂 委員			岩井 優子 委員
江夏 あかね委員			廣田 美子 委員
鎌田 素之 委員			吉田 正信 委員
阿部 秀夫 委員			金子 みどり委員
			金子 和子 委員
			堀部 直子 委員

司会

理事兼業務部長	局長	水道事業管理者	給水部長
---------	----	---------	------

業務部参事	業務部副理事	業務部次長	給水部副理事	給水部次長
-------	--------	-------	--------	-------

事務局

経営企画課長	水道財務課長	水道計画課長	水道総務課長	営業課長
--------	--------	--------	--------	------

水道財務課職員	水道財務課職員	水道計画課職員	支援業務受託者
---------	---------	---------	---------

傍聴者

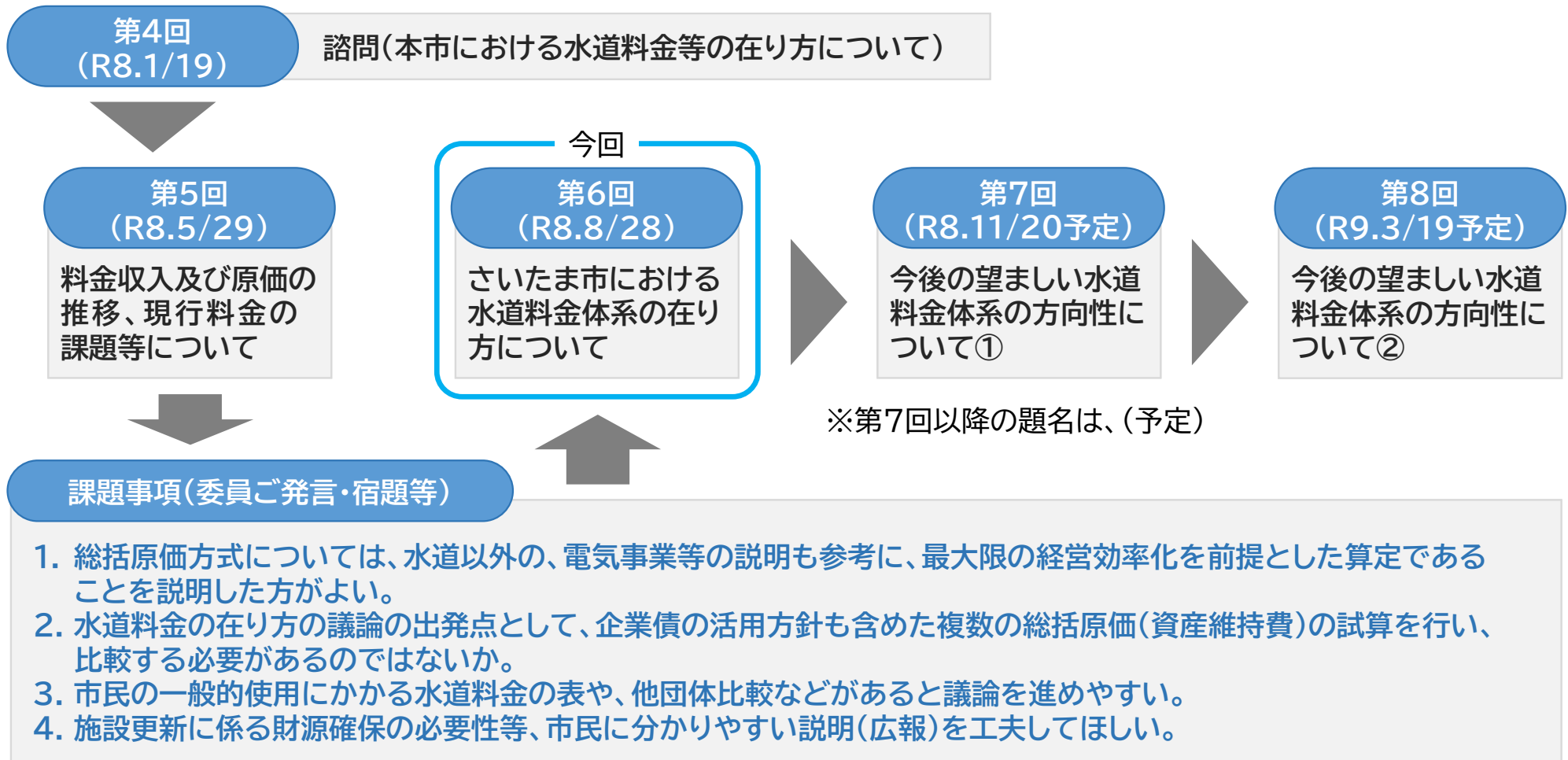
傍聴者

傍聴者

傍聴者

傍聴者

さいたま市水道事業審議会ロードマップ(令和8年度)



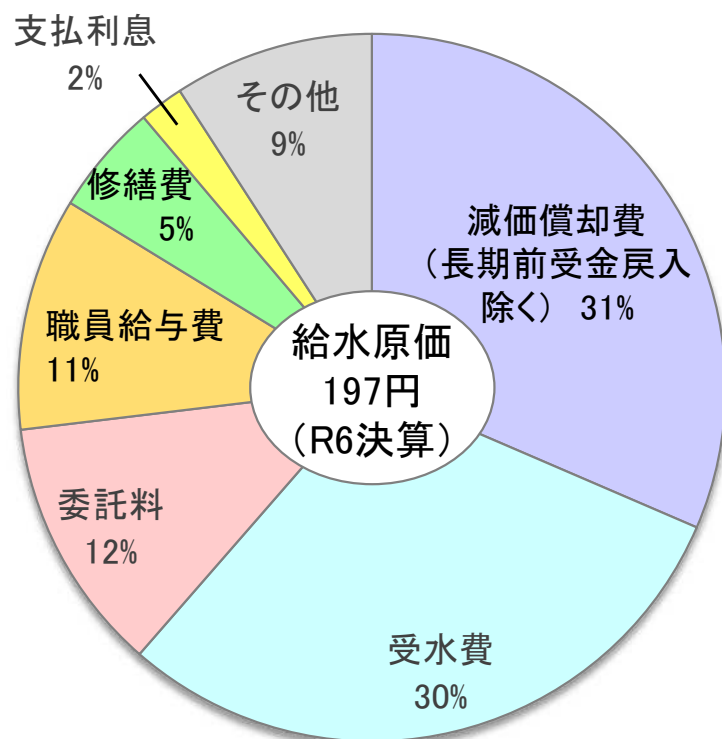
＜第5回の審議を踏まえた対応＞

No.	課題事項(委員ご発言・宿題等)	対応について
1	総括原価方式については、水道以外の、電気事業等の説明も参考に、最大限の経営効率化を前提とした算定であることを説明した方がよい。	▶ 今回は、本市の「能率的な経営」に係る説明をお示しします(スライド3～9)。 ▶ 引き続き、総括原価の説明では、能率的な経営(最大限の経営効率化)に基づく原価を前提としたものであることを説明します。
2	水道料金の在り方の議論の出発点として、企業債の活用方針も含めた複数の総括原価(資産維持費)の試算を行い、比較する必要があるのではないか。	▶ 企業債の活用方針(スライド20)と資産維持費の複数の比較資料(スライド22)をお示しし、在り方(方向性)を検討したく存じます。
3	市民の一般的使用にかかる水道料金の表や、他団体比較などがあると議論を進めやすい。	▶ 料金体系の方向性のご議論の参考に、ご指摘の資料をお示しします(スライド25)。
4	施設更新に係る財源確保の必要性等、市民に分かりやすい説明(広報)を工夫してほしい。	▶ ご指摘の説明をお示しします(スライド8)。 ▶ 引き続き、分かりやすい説明(広報)について検討してまいります。

＜第5回の審議を踏まえた対応＞

（No.1関連）能率的な経営について① 給水原価の内訳

- 本市の現状の参考に、給水原価（1m³の水道水を届けるためにかかった費用）の内訳を示します。



○給水原価・・・ $\frac{\text{営業費用} + \text{営業外費用} - (\text{受託工事費等} + \text{長期前受金戻入})}{\text{年間総有収水量}}$
 （※料金算定における「総括原価」とは異なる）

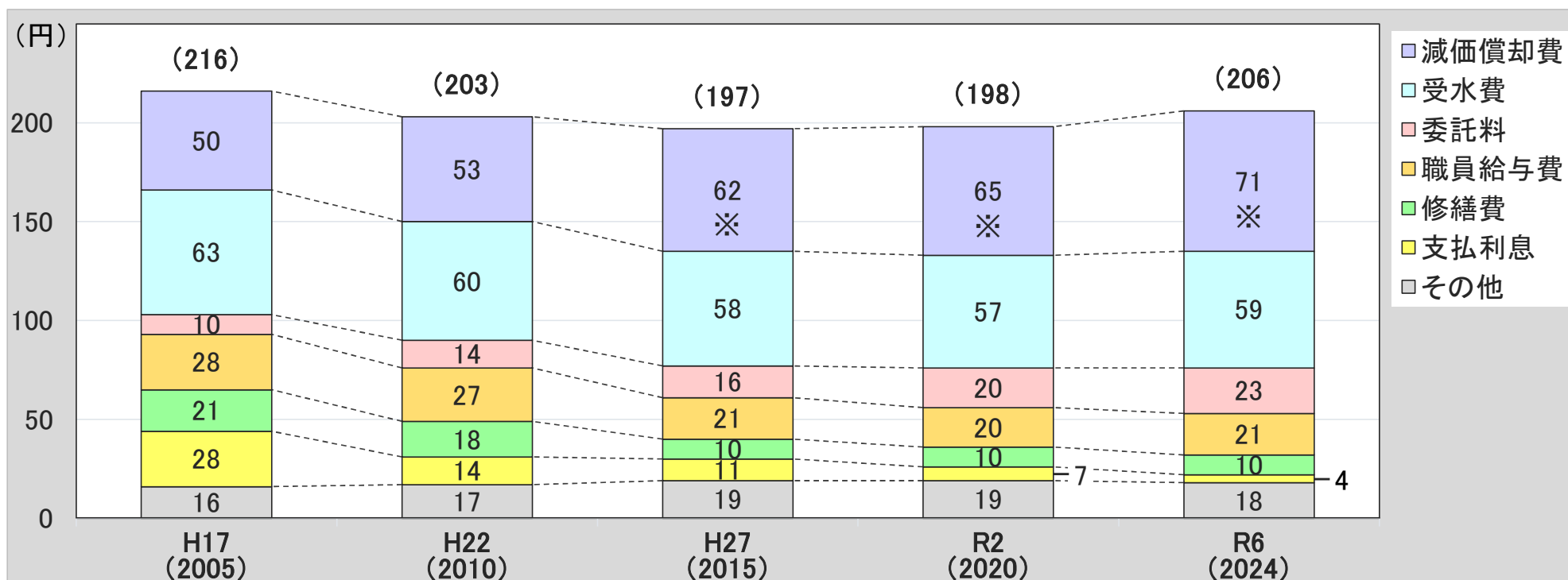
内 訳 の 概 要	
減価償却費	当年度、法定耐用年数に応じて固定資産の価値が減少した額（水を届けるために、固定資産が役立ったとみなす額）
受水費	埼玉県から水を購入した費用
委託料	施設の管理や料金徴収等に係る委託料
職員給与費	水道水を届けるためにかかった給与費
修繕費	施設等の修繕費用
支払利息	施設工事のため借りた企業債の利息
その他	水道水を届けるためにかかった上記以外の費用（動力費など）

＜第5回の審議を踏まえた対応＞

（No.1関連）能率的な経営について② 給水原価の推移

- H17（給水区域が現在の形になった）以降の、給水原価の大まかな推移です。

（※変動の要因や効率化の取り組みについては、スライド5～8のとおり）



※ 上記は、公営企業会計制度の見直し(H26)により行うこととなった長期前受金戻入の控除をしていない(比較用の)参考値

<第5回の審議を踏まえた対応>

(No.1関連) 能率的な経営について③ 本市の取り組み－1

- 前スライドのグラフにおいて、H17と比較してH22（以降）の給水原価を低く抑えることができた大きな要因としては、以下の取り組みがあります。

◆ 有効率向上対策

- ・ 有効率とは、給水量のうち、漏水等せず有効に使用された割合のこと
- ・ 配水量管理・漏水修繕等の取り組みのほか、老朽管更新に伴う材質の向上や、漏水が多発する私道への配水管の布設等により、有効率が向上（H17_94.3%→H22_95.8%）し、受水費等を抑制できたもの（※有効率向上対策は、不断の取り組みとして継続中）

◆ 補償金免除繰上償還による利息負担の軽減

- ・ 補償金免除繰上償還（H19～H21の臨時特例措置）は、国等から借り入れた金利5%以上の資金について、繰上償還を行う際の「補償金」（当初の期間より早期に返済することによる貸し手の損失を補償する）の免除が（一定の要件の下）認められたもの
- ・ 本市はこの制度を活用（低利で借換え等）し、利息負担を合計約46億円軽減できた

<第5回の審議を踏まえた対応>

(No.1関連) 能率的な経営について④ 本市の取り組み－2

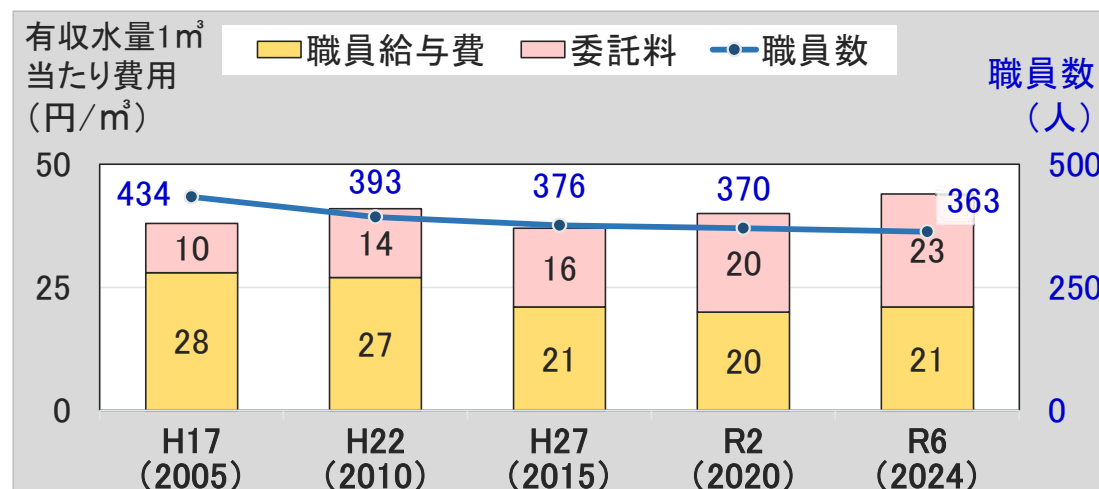
- また、業務効率化の主要な取り組みとしては、以下のものがあります。

◆ 民間活力の活用や職員の適正配置の推進

- ・ 適正な官民バランスや職員の技術力向上に配慮しつつ、業務委託の実施と職員の定員管理を推進することで、人件費の上昇を抑制してきたもの

主な民間活力の活用状況	開始年度
浄・配水場運転管理業務委託(夜間)	H17
電話受付業務委託	H19
水道料金徴収業務委託	H20
修繕受付業務委託	H21
夜間漏水等対応業務委託	H23
小規模貯水槽水道の点検業務委託	H24
埋設管調査窓口対応業務委託	H26

【参考】有収水量1m³当たりの職員給与費・委託料等の推移



<第5回の審議を踏まえた対応>

(No.1関連) 能率的な経営について⑤ 本市の取り組み－3

- 水道施設に関する取り組みとしては、以下のものがあります。

◆ 浄・配水場の統廃合及び施設能力の適正化

- ・（非常時に必要な予備能力の確保も含め段階的に）浄・配水場の廃止（4か所）や、全面更新・配水ポンプ更新の際のダウンサイジングを進め、施設能力の適正化を図るもの

◆ 更新基準年数の設定による更新事業の平準化

- ・（調査・更新実績や他都市の事例を参考に）独自の更新基準年数を設定し、法定耐用年数による場合よりも更新期間を長くすることで、事業の平準化を図るもの
- ・ 浄・配水場は全面更新時期を考慮しながら、法定耐用年数経過後から更新基準年数までに更新を実施することを原則とする
- ・ 水道管路は、法定耐用年数経過後から更新基準年数までに前倒しで更新を行うことで事業の平準化を図り、10年で更新率10%（更新延長380km）を目標に進めていく

<第5回の審議を踏まえた対応>

(No.1関連) 能率的な経営について⑥ 本市の取り組み-4

- 水道施設に関する取り組み（※前スライド）に関する効果額等の試算です。

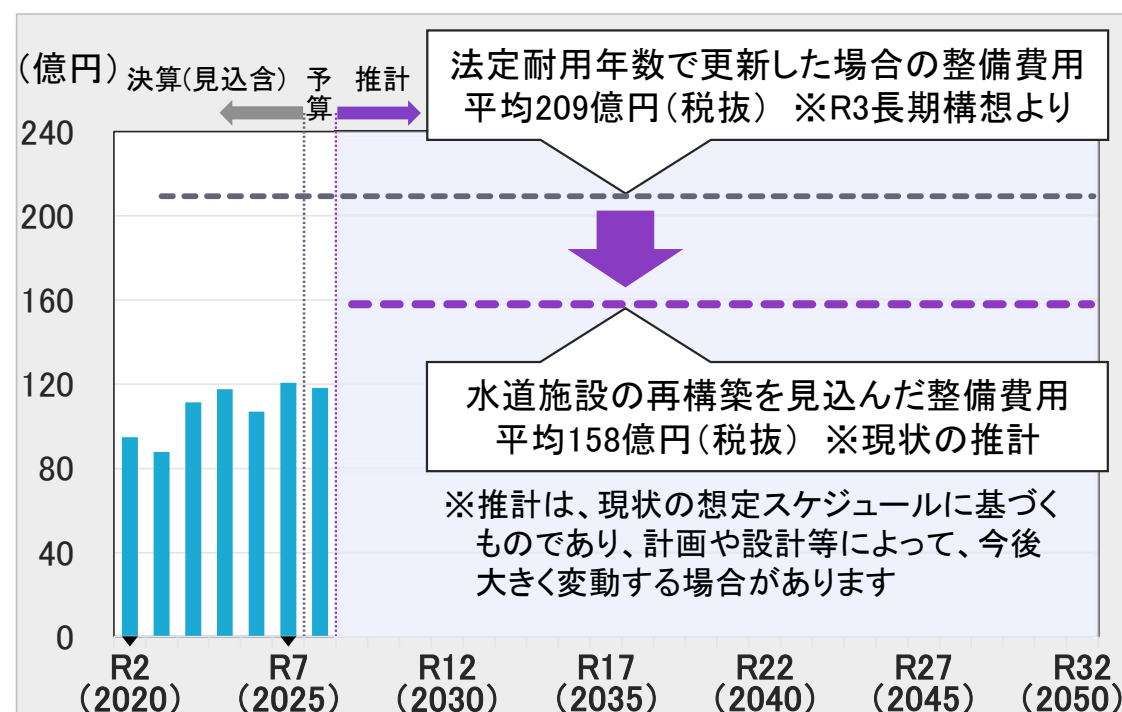
<浄・配水場の廃止に伴う支出抑制額>

※仮に当該施設の更新をした場合にかかった事業費の額（試算）

名 称	抑制額※
北浦和浄水場	約14億円
南浦和浄水場	約21億円
高鼻浄水場	約18億円
金重配水場	約26億円

※当該施設の取得原価に取得年度～R6までの水道工事費上昇率(国土交通省「建設工事費デフレーター」より)を加味して試算したもの

<施設整備費用（再構築計画分）の平準化のイメージ>



<第5回の審議を踏まえた対応>

(No.1関連) 能率的な経営について⑦ 他都市との比較

- 能率的な経営に関するものとしては最後に、給水原価等の他都市比較を示します。

項 目	R6決算 ① 本市	② 県内54 事業体平均	差 ①－②	③ 県内4 事業体平均	差 ①－③	④ 大都市 平均	差 ①－④
給水原価(円)	197	163	34	163	34	169	28
職員給与費	21	14	7	14	7	26	▲ 5
委託料	23	27	▲ 4	29	▲ 6	21	2
修繕費	10	8	2	5	5	16	▲ 6
受水費	59	47	12	57	2	21	38
減価償却費	71	62	9	57	14	65	6
支払利息	4	3	1	3	1	5	▲ 1
その他費用	18	18	0	11	7	26	▲ 8
長期前受金戻入	▲ 9	▲ 16	7	▲ 13	4	▲ 11	2
【参考・R5実績】 管路の耐震化率(%)	54.3	22.6	31.7	30.8	23.5	31.6	22.7

職員給与費＋委託料
は大都市平均に比べ
低く抑えられている

受水費＋減価償却費
はいずれの平均より
も高くなっている
※本市が受水団体で
ありつつ、保有施設
の更新（老朽化対策
や耐震化）も積極的
に推進してきたこと
が表れているもの

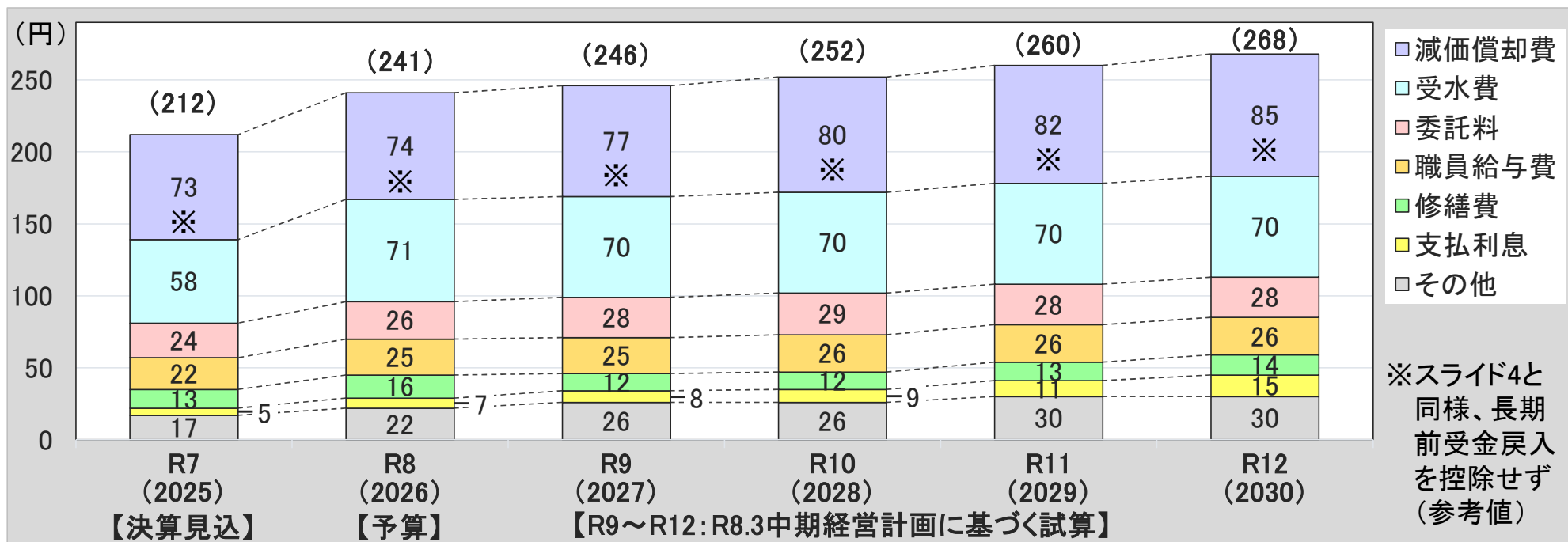
※②～④は単純平均(本市を含まない)

※③は県内の給水人口30万人以上(R6総務省経営比較分析上)の4事業体、④は政令市(千葉市・相模原市除く)に東京都を加えた18都市／以下他都市比較等において同様

<第5回の審議を踏まえた対応>

(参考) 今後の給水原価の見通しについて

- なお今後は、R8からの埼玉県水道用水料金単価の改定（約21%上昇）や、物価・労務費の上昇等を受け、給水原価は（経営効率化の限界を超えて）増加する見通しであることから、本審議会を通じて「水道料金等の在り方について」、検討する必要性が生じているものです。



令和8年8月28日（金）

第6回さいたま市水道事業審議会 資料1

総括原価の試算と 料金体系の方向性について

さいたま市 水道局

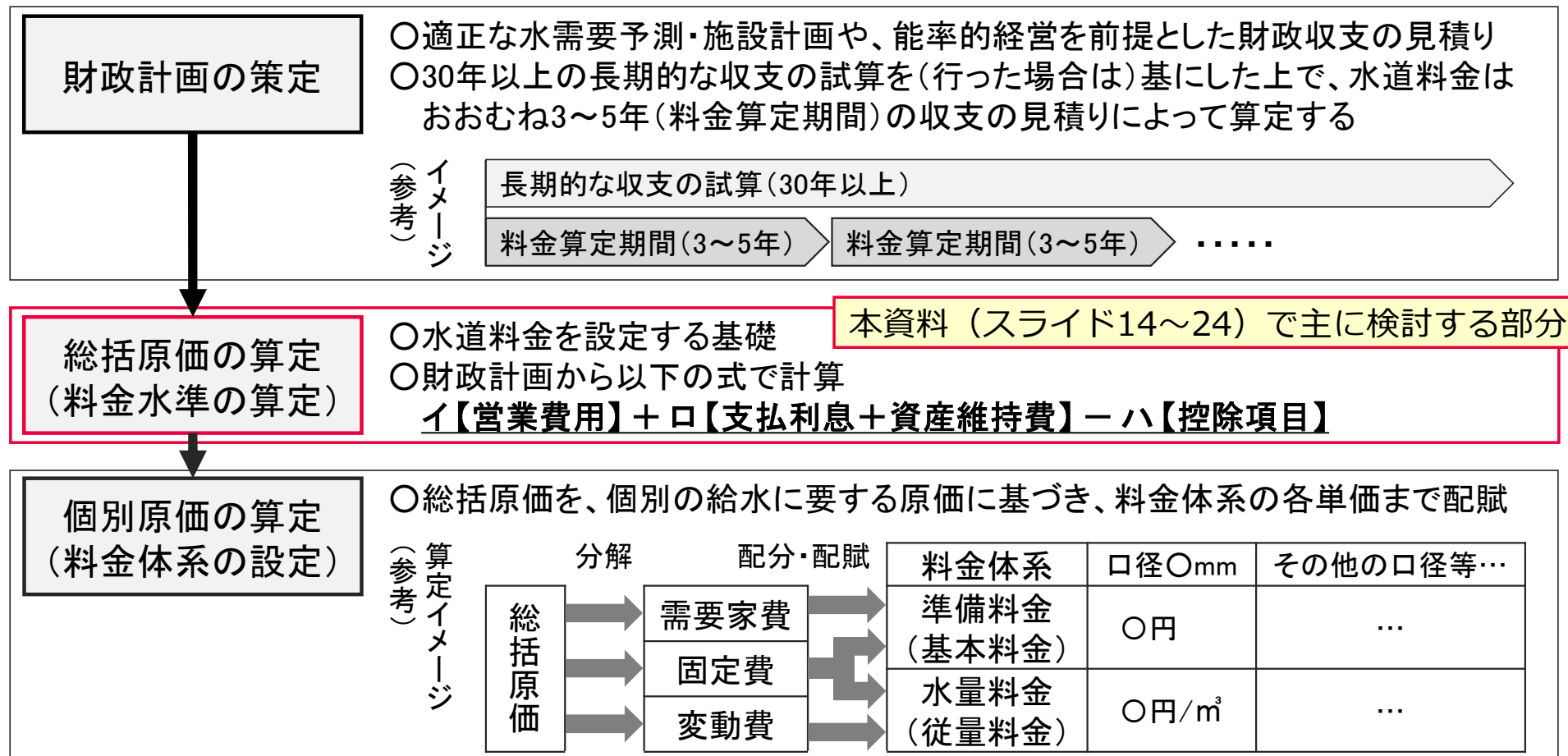
総括原価の試算と料金体系の方向性について

【目次】

(1) 総括原価の試算について.....	13
(2) 企業債の在り方（方向性）について.....	18
(3) 資産維持費の在り方（方向性）について.....	21
(4) 料金体系の方向性について.....	25

総括原価の試算と料金体系の方向性について

(1) 総括原価の試算について① 料金算定の流れ (※第5回審議会の振り返り)



総括原価の試算と料金体系の方向性について

(1) 総括原価の試算について② 総括原価の算定方法 (※第5回審議会の振り返り)

- 総括原価の算定方法 (水道法施行規則 第12条) を表した図です。

イ	営業費用(人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、その他)【費用】	ハ	控除項目【収益】
ロ	支払利息【費用】	}	
	資産維持費【利益】		

総括原価(水道料金を設定する基礎)

営業費用には、給水収益以外の営業収益(本市では分担金・他会計負担金など)に対応する分もあるため、その額を控除するもの

- ・水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額
- ・日本水道協会の「水道料金算定要領」(R7.2改定版)では、対象資産(※)に対する3%の額を標準としつつ、各事業体の中長期的な施設整備・更新計画や財政計画等に照らし適正な水準を定めるものとされている。(※対象資産:将来的に維持すべきと判断される償却資産)

総括原価の試算と料金体系の方向性について

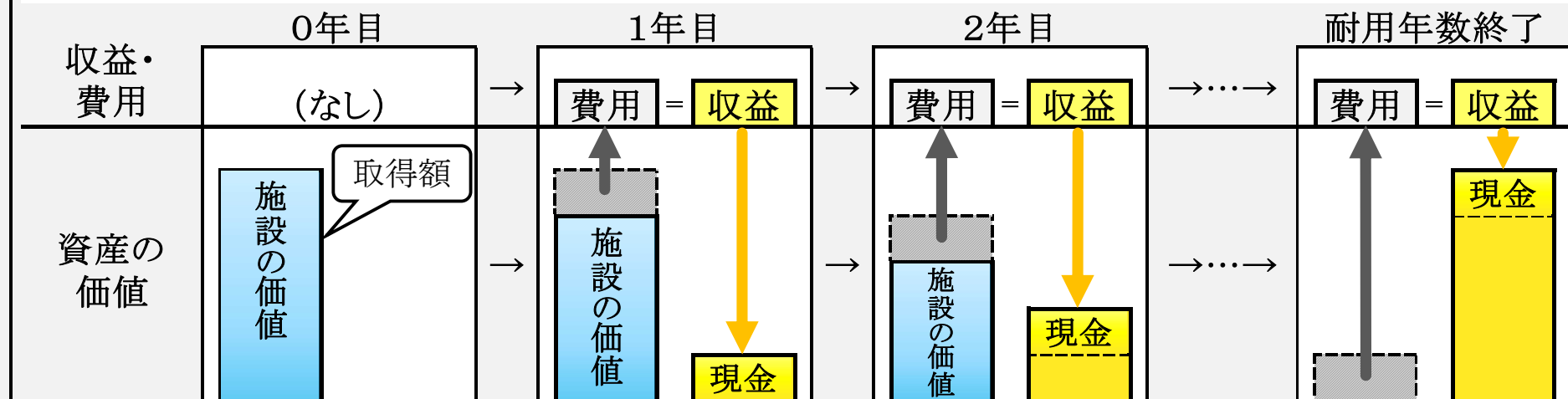
(1) 総括原価の試算について③ 資産維持費の補足説明－1 (※第4回審議会の振り返り)

[減価償却費と資産維持費]

施設整備の財源となる、減価償却費と資産維持費の仕組みについて、説明します。

まず、水道事業では、下の図のような「減価償却」の仕組みに伴い、施設を使い終わるまでにその施設をつくるのにかったのと同じ額の現金を回収することができます。

- ・施設等は取得(0年目)後、事業のために使用する中で、耐用年数に応じて価値が減少するため、その減少分を毎年度、現金を伴わない費用(減価償却費)として計上します。
- ・一方施設等は毎年度、価値の減少と同等の、現金を伴う収益(水道料金等)を生み出しており、耐用年数全体でみると、施設等の取得額と同額の現金を回収できることとなります。



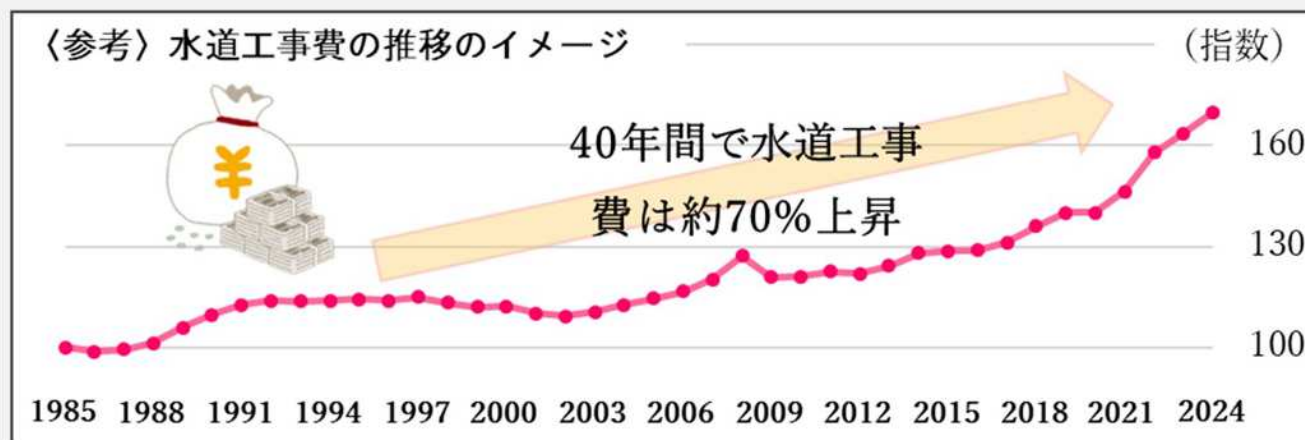
総括原価の試算と料金体系の方向性について

(1) 総括原価の試算について④ 資産維持費の補足説明－2 (※第4回審議会の振り返り)

しかし工事費等は、材料費や施工環境の変化等によって上昇していくため、減価償却費に伴い回収した（施設の元々の取得額相当の）現金だけでは、施設を更新することはできません。

そこで、工事費等の上昇分を、水道料金の中に含めて計画的に確保することとされているのが、資産維持費です。資産維持費は、各年度においては、かかった費用の額を超える収益、すなわち純利益となり、現金として事業の内部に確保されます。

減価償却費と資産維持費に伴い確保された現金は、あわせて将来的に施設の更新工事等に使用されます。



※建設工事費デフレーター（国土交通省）『上・工業用水道』を使用（1985年度を100とした時の工事費の推移）

総括原価の試算と料金体系の方向性について

(1) 総括原価の試算について⑤ 試算のイメージ

- 本資料における総括原価の試算のイメージです。

(単位: 億円・税抜)

総括原価	1年目	2年目	3年目	合計
イ 営業費用	309	314	320	943
職員給与費	32	32	33	97
薬品費	1	1	1	3
動力費	7	7	7	21
修繕費	15	16	18	49
受水費	89	89	89	267
減価償却費	101	105	108	314
資産減耗費	5	4	9	18
その他営業費用	59	60	55	174
ロ 支払利息	※方向性を検討します(→スライド20)			
資産維持費	※方向性を検討します(→スライド23)			
ハ 控除項目	▲ 25	▲ 25	▲ 25	▲ 75

料金算定期間は、(仮に)現行中期経営計画期間内の3年間で試算

イ及びハは、投資・財政計画(R8.3中期経営計画)を基礎として、R7決算(見込)等を踏まえて調整

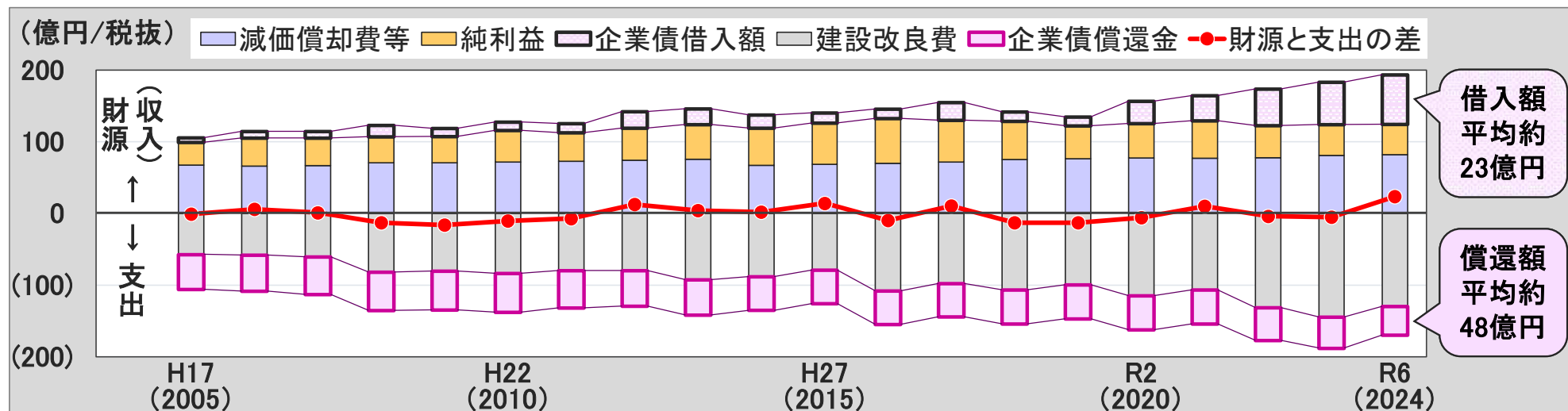
※イ+ロの支払利息の合計は、給水原価(※参考:スライド3)の構成費用(水道水を届けるための費用)と共通する部分もあるものの、総括原価では長期前受金戻入の控除をしないなど、詳細は異なる

総括原価の試算と料金体系の方向性について

(2) 企業債の在り方（方向性）について①

- 企業債は、自己財源（参考：スライド15～16）とは別に、施設整備の財源となる借入金です。
- 本市はこれまで償還期間30年の企業債を中心として、施設をつくるための支出と財源の資金バランスがおおむね均衡するよう借入れを行っており、特にR3までは償還額を下回る借入額を設定することで、企業債残高を縮減させてきました。（※残高の推移は次スライドのとおり）

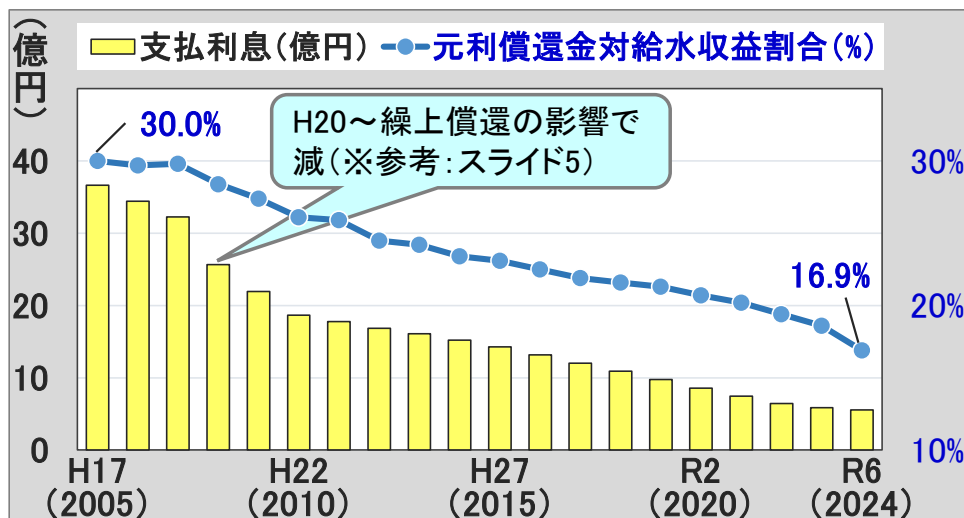
【参考】施設をつくるための支出と財源の推移（概要のイメージ）



総括原価の試算と料金体系の方向性について

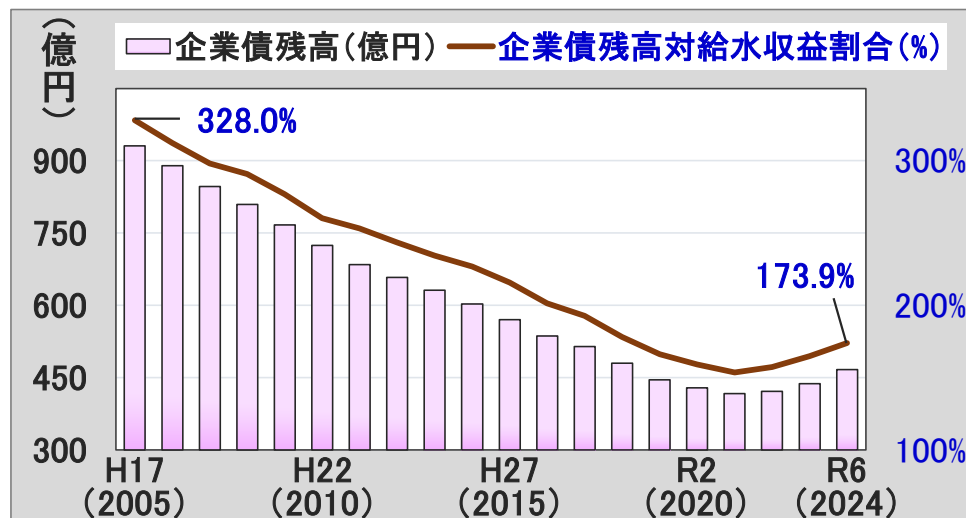
(2) 企業債の在り方（方向性）について②

【参考】支払利息と元利償還金対給水収益割合の推移



※元利償還金対給水収益割合：償還金・支払利息の合計の給水収益に対する割合（返済負担の大きさ）を表す

【参考】企業債残高と企業債残高対給水収益割合の推移



※企業債残高対給水収益割合：企業債残高の給水収益に対する割合（今後償還が必要な残高の規模感）を表す

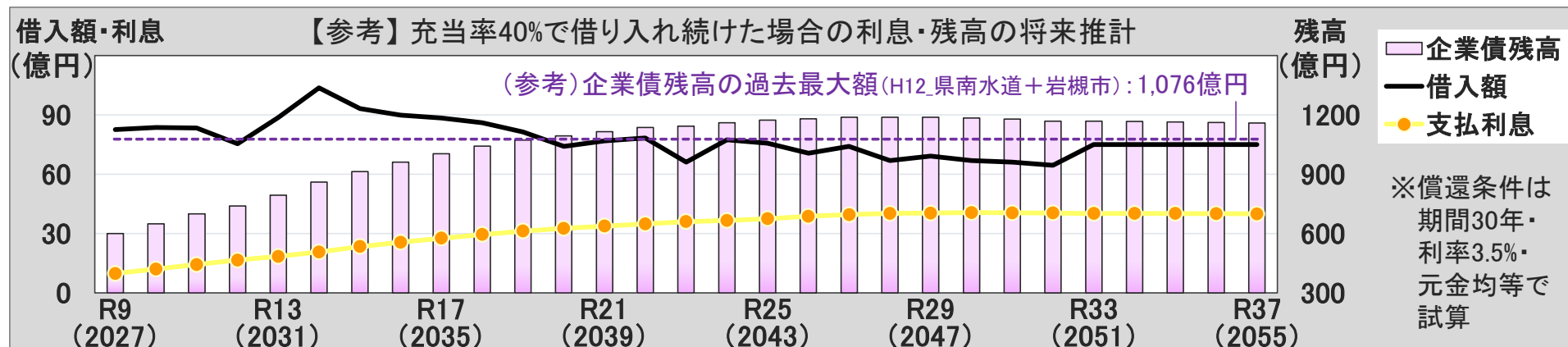
- R4以降は資金需要の増大により、企業債残高は増加に転じており、今後も水道施設の更新に多額の資金が必要となる（※参考：スライド8）ことから、改めて将来世代との負担の公平性や、金利の状況等も注視しつつ、企業債の活用方針を検討する必要があります。

総括原価の試算と料金体系の方向性について

(2) 企業債の在り方（方向性）について③

- 今回は、他都市平均（下記④など）も参考に、充当率（建設改良費に対する借入額の比率）40%を基礎として借入額を設定し、関連の指標値も踏まえて借入規模等の確認を行います。

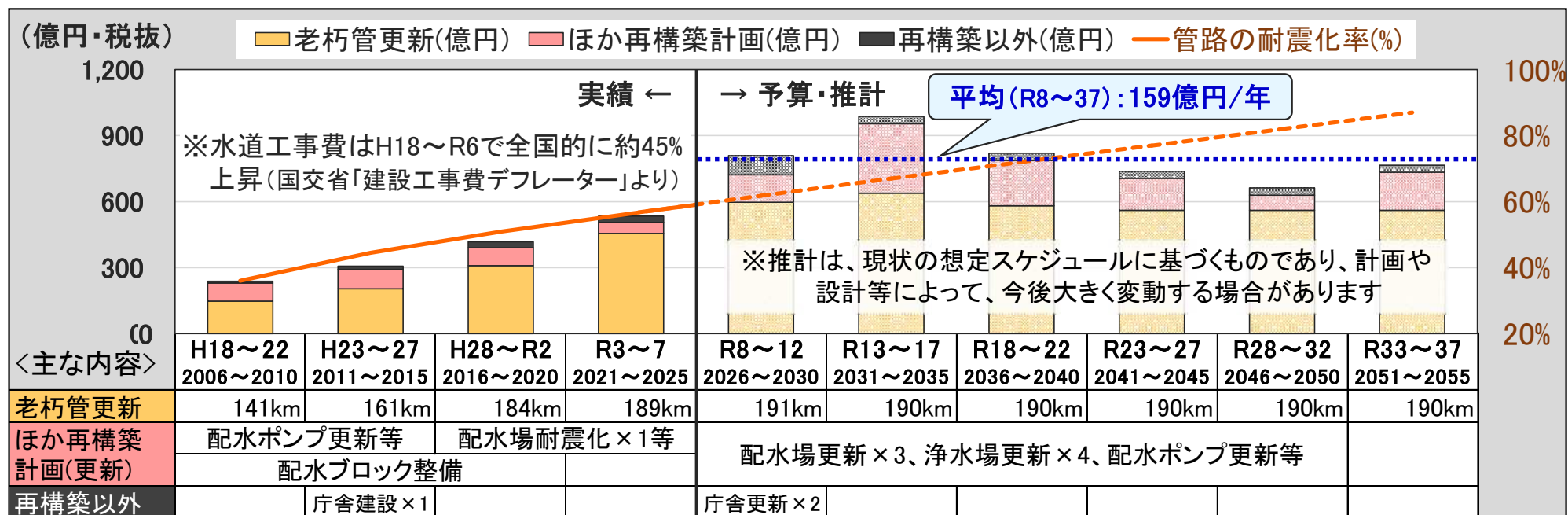
項 目	R6決算	① さいたま市	他都市平均（単純平均／本市を含まない）			
			②県内54 事業体	③県内4 事業体	④大都市 (18事業体)	
企業債充当率		48.1%	31.8%	30.7%	40.9%	←借入額の参考 } ←確認の参考
元利償還金対給水収益割合		16.9%	17.0%	15.6%	22.8%	
企業債残高対給水収益割合		173.9%	175.3%	182.2%	278.7%	



総括原価の試算と料金体系の方向性について

(3) 資産維持費の在り方（方向性）について①（※参考・第5回審議会の振り返り）

- 資産維持費（施設更新等の原資として内部留保すべき額）を検討するための前提となる、本市の持続可能な施設更新のために必要な事業費の推計等です。



※事業費(棒グラフ)は、スライド8の施設整備費用を中心とした工事費から、更新に該当しない分(拡張工事)を除いたもの
 ※管路の耐震化率(折れ線グラフ)は、各期(5年ごと)の末時点の値

総括原価の試算と料金体系の方向性について

(3) 資産維持費の在り方（方向性）について②

- 今回は、資産維持費が、減価償却費で不足する施設更新の財源を確保するものであるという点に着目し、以下の試算を行います。
 - ・ 今後30年間の更新工事費の推計額（※前スライド）に、5%（人件費・物件費分）を上乗せした額から、同期間の減価償却費等（長期前受金戻入を除く）の推計額を差し引いた額

159億円	× 1.05	－	(135億円	－	9億円)	=	41億円
更新工事費	※		減価償却費等		長期前受金戻入		

※人件費・物件費は、工事費以外に施設の原価となる職員給与費・委託料・備消耗品費等で、試算に使用した5%は、過去5か年の施設工事費に対する比率の平均

- ただし、これは企業債の借入れ・償還を考慮していない試算となるため、次ページにおいて総括原価に代入し、併せて資産維持率を変動させた場合との比較を行います。

総括原価の試算と料金体系の方向性について

(3) 資産維持費の在り方（方向性）について③

- 資産維持費（率）を変動させた場合の、指標値等の試算を示します。

料金算定要領が
標準とする率
(※全国の平均的
事業体を想定)

前スライドの試算
(30年の更新工事
費等に対し、減価
償却費等が不足
する額の平均)

資産 維持率	資産 維持費 (単年度)	仮に、左の資産維持費を算入した総括原価を 料金で確保した場合の試算(※参考:スライド17)			
		R12(現行経営計画期間末)の指標値			財源不足 が生じる 年度
		経常収支 比率	元利償還金対 給水収益割合	企業債残高対 給水収益割合	
3.0%	78億円	125%	13%	194%	R18～
2.0%	52億円	117%	14%	209%	R13～R17
(1.6%)	41億円	114%	15%	215%	R13～R17
1.0%	26億円	109%	16%	225%	R13～R17

※企業債は充当率40%で試算(※参考:スライド20)

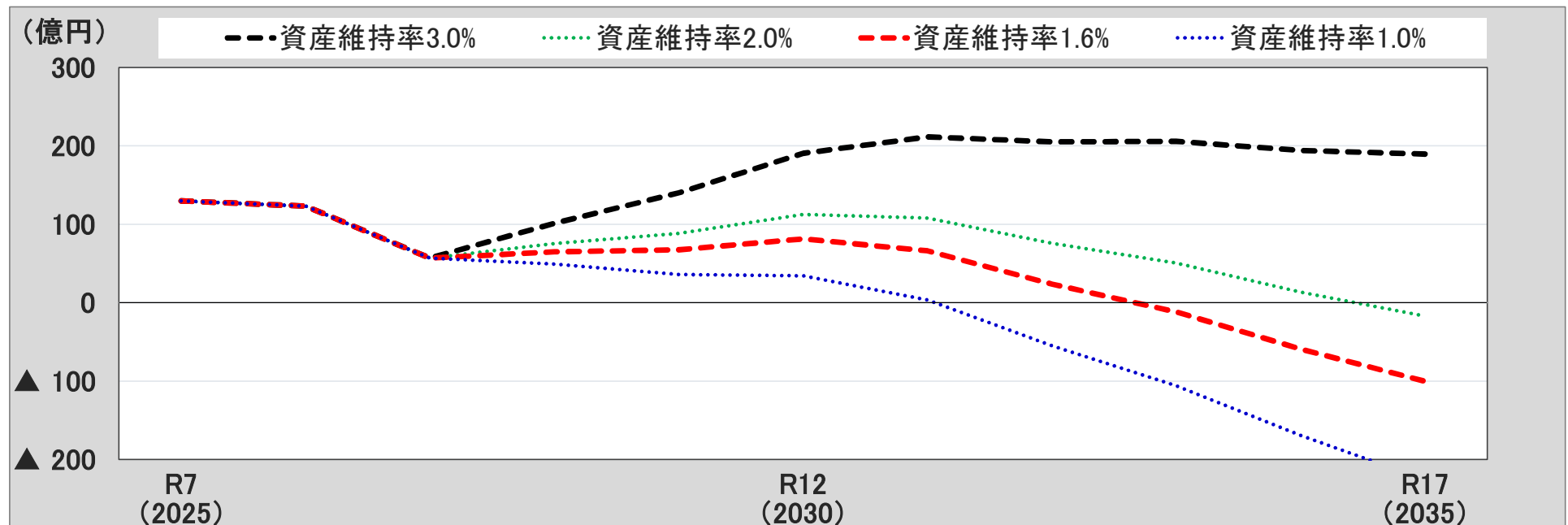
※41億円(30年平均による減価償却費等の不足額)を確保した場合でも、
年度ごとの更新事業費に開きがあることや、減価償却費の増加、給水
収益の減少等により、将来は財源不足が見込まれるもの

総括原価の試算と料金体系の方向性について

(3) 資産維持費の在り方（方向性）について④

- 前スライドにおける各試算の「財源不足が生じる年度」のイメージです。

【参考】財源残高の推移（試算イメージ）



総括原価の試算と料金体系の方向性について

(4) 料金体系の方向性について① 現行の一般用料金

- 料金体系について、今回は現行料金の特徴等をご説明し、今後の方向性を検討します。

【参考】本市の料金表→
(現行・一般用)

基本水量:スライド
28~29で検討

1か月・税抜額		基本料金		水量料金(従量料金) 1m ³ につき	
口径	水量	料金	口径	水量	単価
13mm	8m ³ まで	890円	25mm以下	8m ³ を越え20m ³ までの分	175円
20mm		1,080円		20m ³ を越え30m ³ までの分	220円
25mm		1,750円		30m ³ を越える分	310円
30mm		4,800円	30mm以上	60m ³ までの分	310円
40mm		14,800円			
50mm		38,200円		60m ³ を越え500m ³ までの分	345円
75mm		86,500円			
100mm		184,500円			
150mm		310,900円		500m ³ を越える分	395円
200mm		988,300円			

①
②
③

①

②

③

スライド30で検討
3区画遞増制…

【参考】本市の平均水量
における料金と他都市
比較(R8.3/31時点) ↓

口径	平均水量 (R6一般用)	左の水量における料金の額		左の水量における他都市の平均額(単純平均)		
		基本料金	基本料金 + 従量料金 = 合計	県内54事業体	県内4事業体	18大都市
13mm	13m ³	890円	890円 + 175円 × 5 = 1,765円	1,513円	1,310円	1,485円
20mm	14m ³	1,080円	1,080円 + 175円 × 6 = 2,130円	1,913円	1,676円	1,895円

総括原価の試算と料金体系の方向性について

(4) 料金体系の方向性について② 現行の一般用以外の料金

- 本市の一般用以外の料金区分には、以下のものがあります。

1か月・税抜額		基本料金		水量料金(従量料金) 1m ³ につき		概要
区分		水量	料金	水量	単価	
共同住宅用		8m ³ ×世帯数 まで	890円× 世帯数	8m ³ ×世帯数を超え 20m ³ ×世帯数まで	175円	基準に適合する共同住宅の料金を、各室に水道メーターが設置されているのと同様に計算する(通増制の緩和)制度
				20m ³ ×世帯数を超え 30m ³ ×世帯数まで	220円	
				30m ³ ×世帯数を超える分	310円	
公衆浴場用			1,750円		175円	公衆衛生上の必要性を踏まえた一般公衆浴場の料金区分
プール用	50mm		38,200円		175円	市立小中学校のプール用の料金区分
	75mm		86,500円			
	100mm		184,500円			

総括原価の試算と料金体系の方向性について

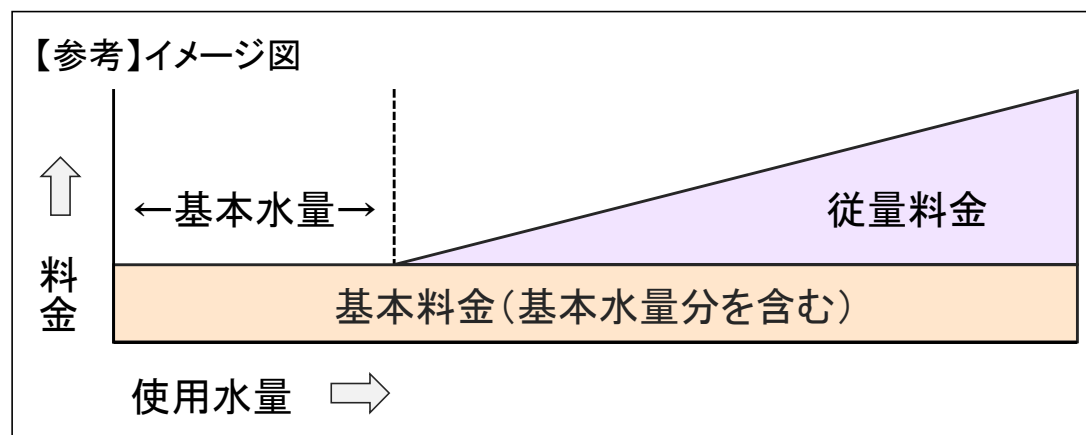
(4) 料金体系の方向性について③ (参考) 福祉減額

- ほかに、本市が実施している福祉減額についてもご説明します。
 - ・ 現 行：生活保護法による生活扶助受給者、児童扶養手当受給者、市民税・県民税非課税世帯、中国残留邦人等で生活支援受給者などを対象に、890円（1か月・税抜）の減額を実施
 - ・ 目 的：経済的困窮者に対する配慮
 - ・ 影響額：年間3億円程度
- 福祉減額は、相当額を水道料金の総括原価に含めていないため、将来も継続していくためには、財源の検討が必要となります。

総括原価の試算と料金体系の方向性について

(4) 料金体系の方向性について④ 基本水量－1

- 基本水量とは、基本料金の中に含まれる水量のことで、基本水量までの使用には、従量料金が掛からないという制度です。



- ・ 水道料金算定要領の記述：基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとする。（「経過措置」の位置付け）
- ・ 本市の現状：口径25mm以下に8m³の基本水量を設定
（公衆衛生上の観点から、日常生活上の基礎的水量を踏まえた）

総括原価の試算と料金体系の方向性について

(4) 料金体系の方向性について⑤ 基本水量－2

- 基本水量には、（その範囲での）水使用を促し、低廉（安価）な生活用水を確保する役割がりましたが、以下の現状を踏まえると、廃止や縮小を検討する必要があると考えられます。

【参考】本市の基本水量に係る使用状況（R7年度）

口径	8m ³ （基本水量） 以下の使用割合
13mm	43%
20mm	32%
25mm	26%

※調定（料金の対象となる）件数を基に試算

【参考】他都市の状況（R8.3/31時点）

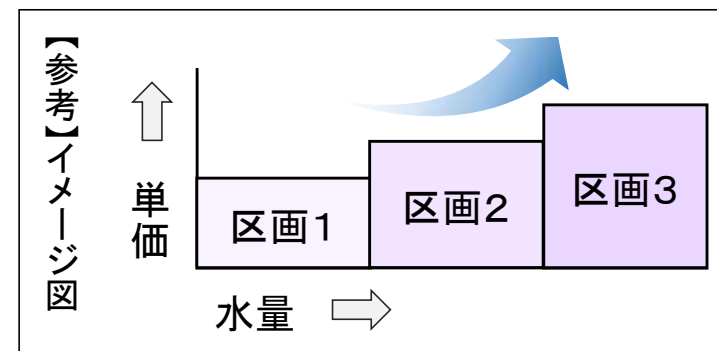
基本水量	本市	県内54事業体		県内4事業体		18大都市	
			水量の平均※		水量の平均※		水量の平均※
あり	8m ³	54%	8.8m ³	50%	9.0m ³	28%	6.6m ³
なし	—	46%		50%		72%	

※平均は、設定されている基本水量の単純平均

総括原価の試算と料金体系の方向性について

(4) 料金体系の方向性について⑥ 水量区画別逦増制

- 逦増制とは、需要の調整や節水等への対応のため、従量料金を複数の区画に分けて、水量が多いほど単価が高くなる制度のことです。



- ・ 水道料金算定要領の記述：（均一料金制が原則であるが、）多量使用を抑制し、又は促進するため、逦増又は逦減区画別料金制を設定することができる。（「経過措置」の位置付け）
- ・ 本市の現状：口径25mm以下と30mm以上に3区画逦増制を設定（低廉な生活用水等を図った）

【参考】他都市の状況（R8.3/31時点） ※現状、下記の全ての事業者が、逦増制を含む料金を設定している状況

逦増制	本市		県内54事業者		県内4事業者		18大都市	
	区画数	逦増度	区画数の平均※	逦増度の平均※	区画数の平均※	逦増度の平均※	区画数の平均※	逦増度の平均※
あり	3	3.2	5.9	2.6	6.0	4.0	7.0	3.3

※平均は単純平均／また区画数が複数ある場合は、最大の区画数で計算

※逦増度は、最高従量単価÷口径13mm（または「家事用」等）・10m³使用時の1m³当たり単価で計算